

## 2026年3月期 第3四半期決算短信【日本基準】(非連結)

2026年2月12日

上場会社名 株式会社リボミック 上場取引所 東  
 コード番号 4591 URL <https://www.ribomic.com/>  
 代表者 (役職名) 代表取締役社長 (氏名) 中村 義一  
 問合せ先責任者 (役職名) 取締役執行役員管理本部長 (氏名) 大岩 久人 TEL 03(3440)3303  
 配当支払開始予定日 —  
 決算補足説明資料作成の有無 : 無  
 決算説明会開催の有無 : 無

(百万円未満切捨て)

### 1. 2026年3月期第3四半期の業績 (2025年4月1日～2025年12月31日)

(1) 経営成績 (累計) (%表示は、対前年同四半期増減率)

	事業収益		営業利益		経常利益		四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2026年3月期第3四半期	0	△64.4	△788	—	△762	—	△763	—
2025年3月期第3四半期	2	—	△775	—	△739	—	△740	—

	1株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり 四半期純利益
	円 銭	円 銭
2026年3月期第3四半期	△15.86	—
2025年3月期第3四半期	△18.88	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(2) 財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
2026年3月期第3四半期	3,384	3,223	95.2
2025年3月期	3,185	3,043	95.5

(参考) 自己資本 2026年3月期第3四半期 3,222百万円 2025年3月期 3,043百万円

### 2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
2025年3月期	—	0.00	—	0.00	0.00
2026年3月期	—	0.00	—	0.00	0.00
2026年3月期(予想)				0.00	0.00

(注) 直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : 無

### 3. 2026年3月期の業績予想 (2025年4月1日～2026年3月31日)

(%表示は、対前期増減率)

	事業収益		営業利益		経常利益		当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通期	3	42.4	△1,317	—	△1,269	—	△1,277	—	△25.73

(注) 1. 直近に公表されている業績予想からの修正の有無 : 無

2. 当社は年次で業績を管理しているため、通期業績予想のみ開示しております。

※ 注記事項

- (1) 四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用：無
- (2) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示
- |                      |    |
|----------------------|----|
| ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 | ：無 |
| ② ①以外の会計方針の変更        | ：無 |
| ③ 会計上の見積りの変更         | ：無 |
| ④ 修正再表示              | ：無 |
- (3) 発行済株式数（普通株式）

① 期末発行済株式数（自己株式を含む）	2026年3月期3Q	54,332,640株	2025年3月期	44,613,940株
② 期末自己株式数	2026年3月期3Q	23,824株	2025年3月期	23,812株
③ 期中平均株式数（四半期累計）	2026年3月期3Q	48,120,375株	2025年3月期3Q	39,199,058株

※ 添付される四半期財務諸表に対する公認会計士又は監査法人によるレビュー：有（任意）

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

（将来に関する記述等についてのご注意）

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用にあたっての注意事項等については、四半期決算短信（添付資料）9ページ「1. 当四半期決算に関する定性的情報（3）業績予想などの将来予測情報に関する説明」をご覧ください。

## ○添付資料の目次

1. 当四半期決算に関する定性的情報	2
(1) 経営成績に関する説明	2
(2) 財政状態に関する説明	8
(3) 業績予想などの将来予測情報に関する説明	9
2. 四半期財務諸表及び主な注記	10
(1) 四半期貸借対照表	10
(2) 四半期損益計算書	11
(3) 四半期財務諸表に関する注記事項	12
(継続企業の前提に関する注記)	12
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)	12
(四半期キャッシュ・フロー計算書に関する注記)	12
(セグメント情報等の注記)	12

[期中レビュー報告書]

## 1. 当四半期決算に関する定性的情報

### (1) 経営成績に関する説明

当社は、抗体に継ぐ次世代新薬として期待されているアプタマー（核酸医薬の一種）に特化して医薬品の研究開発を行うバイオベンチャーです。当社はアプタマー創製に関する総合的な技術や知識、経験、ノウハウ等からなる創薬プラットフォームである当社独自の「RiboART System®」を活用して、革新的なアプタマー医薬の研究開発（「アプタマー創薬」）を行っております。

当社の企業理念は「Unmet Medical Needs(未だに満足すべき治療法のない疾患領域の医療ニーズ)に応えること」であり、重点領域を眼科疾患と希少疾患と定め（後述「当社の重点領域」にて記述）、当第3四半期累計期間においても様々な取り組みを進めてまいりました。

その具体的な進捗を以下に要約いたします。

#### 「umedaptanib pegol」の開発について

##### (イ) 「umedaptanib pegol」（抗FGF2アプタマー、RBM-007の国際一般名）による臨床開発

当社では、自社で創製したumedaptanib pegol(FGF2に結合し、その作用を阻害するアプタマー)を用い、「軟骨無形成症（Achondroplasia、ACH）」と「滲出型加齢黄斑変性（Wet Age-related Macular Degeneration、wet AMD）」の治療薬としての開発を進めています。

##### (ロ) 開発状況、及び既存治療法との比較

###### a) 軟骨無形成症（ACH）

###### ・臨床試験の進捗

ACHに関するプロジェクトは、2021年度から3年間、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の希少疾患用医薬品指定前実用化支援事業として助成を受け、ACHの小児患者（5～14歳）における、身長の伸びを含む臨床的基礎データの取得と第2相臨床試験の被験者選定を目的とした第2相観察試験、umedaptanib pegolを26週投与した場合の有効性と安全性を探索的に評価する第2相臨床試験、及びumedaptanib pegolを長期投与した場合の有効性と安全性を評価する第2相長期投与試験の3つの臨床試験を実施しております。第2相観察試験については、2022年11月に患者の登録を開始し、東京、岡山及び関西地区の8施設で13名のACH小児患者を組み入れ、2024年12月に最終症例の観察期間が完了いたしました。第2相臨床試験については、2023年4月に投与を開始、コホート1（低用量群、6名、1回/週の0.3mg/kg皮下投与、26週）とコホート2（高用量群、6名、1回/2週の0.6mg/kg皮下投与、26週）の2群に分けて実施し、2025年9月に投与が完了いたしました。第2相臨床試験を完了した12名のうち11名は、同一投与条件の第2相長期投与試験に移行しており、現在は8名に対して継続して被験薬の有効性及び安全性を評価しております。

###### ・試験結果の概要

コホート1については、途中休薬の1名を除いた5名のうち、3名で被験薬投与前（観察試験）に比較して身長の伸展速度の増加が確認され、うち2名は、+4.6、+3.3cm/年と顕著に増加しました。この2名も第2相長期投与試験に移行しておりますが、2年間投与を継続した時点においても身長の伸展速度増加効果が衰退することなく持続していることが確認されました。

コホート2については、6名のうち、5名で被験薬投与前（観察試験）に比較して、身長の伸展速度の増加が確認され、うち2名は、+5.0、+2.0cm/年と顕著に増加しました（臨床POC獲得）。

第2相臨床試験全体の平均身長伸展速度は、コホート1、コホート2でそれぞれ+1.5、+1.4cm/年であり、現在ACH治療薬として承認されているボックスズゴ®（以下、「既承認薬」という。）の平均身長伸展速度+1.7cm/year<sup>※1</sup>と同程度となりました。

また、既承認薬の治療歴を有する小児患者の内2名において、被験薬投与後に身長伸展速度が、+1.1、+2.0cm/年改善したことが確認されました。

なお、これまでにumedaptanib pegolを投与した小児患者において、安全性に関する懸念は発生しておりません。本試験の最終的な解析結果の総括は2026年3月を予定しております、現在も詳細なデータ解析を進めております。

更に当社は、コホート1での結果に基づいて、厚生労働省に対して、希少疾病用医薬品指定（ODD）申請を行い、2025年5月に指定承認されました。これに伴い、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（NIBN）に対して、助成金の交付申請を行い、今年度助成される金額は22,030千円を予定しております。

現在、ライセンス・アウトによる収益化や今後協業できるパートナー選定を目的とした事業開発活動を実施しておりますが、これと並行して、第2相臨床試験の成績等を考慮して、第3相臨床試験を実施する計画（1回/週の1mg/kg皮下投与、対象患者年齢：2歳程度～）を検討しており、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）に事前相談をしております。これにより、既承認薬と比較しても大幅な治療成績の向上を期待しております。

第3相臨床試験は、2026年度第1四半期に開始、2027年度に完了する計画としており、厚生労働省から希少疾病用医薬品指定を受けていることから、その優遇措置を利用して、2028年に承認申請、2029年に上市を目指します。

※1 : <https://clinicaltrials.gov/study/NCT03197766?tab=results>

#### ・ACHの既存治療法と課題

ACHは四肢短縮による低身長を主な症状とする希少疾患で、厚生労働省から難病指定を受けております。umedaptanib pegolは疾患モデルマウスを利用した実験で、体長の短縮を約50%回復する効果を示しました。さらに、軟骨細胞への分化誘導が欠損していることが知られているACH患者由来のiPS細胞（人工多能性幹細胞）について、umedaptanib pegol存在下で、その分化誘導が回復することも確認いたしました（非臨床POC獲得）※2。本邦ではこれまで治療薬として成長ホルモンが使用されてきましたが、その効果は十分とは言えず、骨延長術（足の骨を切断して引き離した状態で固定し、骨の形成を促す）といった非常に厳しい治療が幼い子供に施されることもあり、効果の高い新薬が待ち望まれていました。

ようやく、2022年6月にACH治療薬としてBioMarin社のボックスゾゴ<sup>®</sup>の製造販売が承認されました。しかし、その効果は十分とは言えず、毎日の投与が必要となっているため、小児のACH患者にとって、もっと効果が強く、皮下注射の間隔が長く取れる新薬の開発が望まれています。

今般、当社のumedaptanib pegolの第2相臨床試験において、既承認薬と同程度の平均身長伸展速度が確認されたことは、ACHの小児患者にとっては朗報となるものです。今後、umedaptanib pegolの用量をさらに増やすことで、一段と優れた治療方法を確立していくことを検討しております。

※2 : Kimura T, Bosakova M, Nonaka Y, et al.: RNA aptamer restores defective bone growth in FGFR3-related skeletal dysplasia. Sci. Transl. Med., 13, eaba4226 (2021)

#### b)滲出型加齢黄斑変性（wet AMD）

umedaptanib pegolの複数回投与による臨床POC獲得を目的とした第2相臨床試験（試験略称名：TOFU試験）を米国で実施いたしました（被験者86名）。TOFU試験は、標準治療の抗VEGF治療歴のあるwet AMD患者を対象に、①umedaptanib pegolの硝子体内注射による単剤投与群、②既存の抗VEGF薬であるaflibercept（商品名アイリーア<sup>®</sup>）とumedaptanib pegolの硝子体内注射による併用投与群、及び③afliberceptの硝子体内注射による単剤投与群の3群間で、umedaptanib pegolの有効性及び安全性をafliberceptと比較評価する、無作為化二重盲検試験でした。

また、TOFU試験の進捗に基づき、長期投与に伴う本薬剤の有効性と安全性、及び瘢痕形成を含む網膜の構造異常に対する効果を評価する目的で、umedaptanib pegolを単剤で投与するオープン試験としてのTOFU試験の延長試験（試験略称名：RAMEN試験）を行いました。RAMEN試験では、TOFU試験を完了した22名の被験者に対して、追加のumedaptanib pegolの硝子体内投与を1ヶ月間隔で計4回行いました。

さらに、治療歴のないwet AMD患者を対象にumedaptanib pegolの単独投与の有効性及び安全性を評価することを目的に、米国で医師主導治験（試験略称名：TEMPURA試験）を実施いたしました（被験者5名）。

これらの結果は、英國王立眼科学会誌Eyeに2報の論文として掲載されました※3,4。

その要約は以下のとおりです。

#### [論文要点]

- ・いずれの試験においても、umedaptanib pegolによる安全性に関する問題は発生しなかった。
- ・治療歴のないwet AMD患者においては、umedaptanib pegolの投与により、劇的な治癒例を含め、視力や網膜厚の改善が確認された（TEMPURA試験）。
- ・抗VEGF標準治療歴のあるwet AMD患者においては、umedaptanib pegol単剤投与、及びumedaptanib pegolとafliberceptの併用投与において、aflibercept単剤投与を上回る臨床有効性は観察されなかったものの、umedaptanib pegolの効果はafliberceptに対して非劣勢であり、症状の進行抑制が確認された（TOFU試験）。
- ・すべての試験を通じ、umedaptanib pegolはすでに形成された瘢痕（線維化）を除去する作用はなかったものの、瘢痕形成を抑制する効果が確認された。

#### [今後の開発方針]

今般、umedaptanib pegolの臨床POCが獲得されたと同時に、umedaptanib pegolは抗VEGF薬に先立つ処方が推奨される“first-line”治療薬となる可能性が示唆されました。現在標準治療となっている抗VEGF薬には、瘢痕化抑制作用がないため、既存療法の大きなUnmet Medical Needsになっています。そのため、今後、umedaptanib pegolを用いた未治療のwet AMD患者に対する臨床試験において瘢痕化抑制効果を証明することができれば、既存療法との重要な差別化ポイントとなり、“first-line”的新薬の実現に近づくものと考えます。そのため、他企業と

の提携・ファンド等からの資金調達を含めて検討してまいります。

※3 : Pereira DS, Akita K, et al: Safety and tolerability of intravitreal umedaptanib pegol (anti-FGF2) for neovascular age-related macular degeneration (nAMD): a phase 1, open label study. Eye, 2024 Apr;38(6):1149-1154.

※4 : Pereira DS, Maturi RK, et al.: Clinical proof of concept for anti-FGF2 therapy in exudative age-related macular degeneration (nAMD): phase 2 trials in treatment-naïve and anti-VEGF pretreated patients. Eye, 2024 Apr;38(6):1140-1148.

#### c) 眼科領域における適応疾患の拡大

umedaptanib pegolのwet AMD臨床試験におけるPOCを獲得していることから、本剤が他の未だ治療法のない眼科疾患に対して有効であることが動物実験で示唆されれば、umedaptanib pegolの適応拡大として速やかに臨床試験が可能となります。その視点から、日本大学とumedaptanib pegolのPVR（後述「umedaptanib pegol以外の臨床開発優先度の高い自社パイプライン」RBM-006（抗Autotaxin（オートタキシン）アプタマー、増殖性硝子体網膜症（PVR）等の網膜疾患）にて記述）への適応拡大を目的とした共同研究を実施しておりましたが、臨床病態に近い有効な動物モデルの確立に至る事が出来ず、2025年5月31日付にて共同研究を終了しております。

umedaptanib pegolに関しては別途複数の眼科疾患モデルを用いて薬理試験を継続中であり、糖尿病網膜症（DR）モデルを用いた薬理試験において、umedaptanib pegolを投与した際に、眼底出血の発生が有意に抑制されることが確認されました。これはumedaptanib pegolが血管安定化作用を有し、糖尿病網膜症の進行を抑える効果があることを示唆するものであり、糖尿病網膜症の主要な合併症である糖尿病黄斑浮腫に対しても有効性を示す可能性が考えられることから、当社は糖尿病黄斑浮腫への展開も含めて様々な可能性を検討しております。

なお、umedaptanib pegolの糖尿病網膜症に対する用途特許を2025年9月に特許出願をしております。

糖尿病網膜症は、糖尿病の3大合併症のひとつで、本邦の成人の失明原因の上位に位置いたします。糖尿病網膜症の治療には、現在抗VEGF薬が用いられていますが、患者様の半数程度が効果不十分であると考えられております。このため新規治療薬の開発が強く望まれており、本成果は糖尿病網膜症の新たな治療法になり得るものと考えております。

#### umedaptanib pegol以外の臨床開発優先度の高い自社パイプライン

当社は、既存パイプラインを継続的、重層的に拡大し、中長期的に成長するために、特に優れた薬効が確認されているRBM-006及びRBM-011を、umedaptanib pegolに次ぐ臨床開発優先度の高いパイプラインと位置づけております。

##### (イ) RBM-006（抗Autotaxin（オートタキシン）アプタマー、増殖性硝子体網膜症（PVR）等の網膜疾患）

RBM-006が対象とする増殖性硝子体網膜症は、網膜剥離や糖尿病網膜症の放置、網膜剥離の手術によって併発する網膜疾患です。多種の細胞が網膜表面や網膜内、硝子体腔内で増殖膜を形成し、当該増殖膜が収縮することによって網膜に皺壁（しゅうへき）形成や牽引性網膜剥離が生じ、重篤な視力障害や失明に至ります。硝子体手術などの治療によっても重篤な視力障害や失明に至る事が多く、また現在のところ有効な医薬品は存在しません。

当社は、日本大学医学部視覚科学分野・長岡泰司教授（現 旭川医科大学教授）との共同研究において、ブタPVRモデルにおける抗オートタキシンアプタマーの効果を検討した結果、当該アプタマーが網膜細胞の増殖を抑制すること、及び当該モデルにおける増殖膜の形成を抑制し網膜剥離を抑制する効果があることが明らかになり、その成果が学術誌International Journal of Molecular Sciencesに掲載されました<sup>※5</sup>。

Autotaxinは、様々な生理機能を有する脂質メディエーターであるLPA（リゾホスファチジン酸）を産生する重要な酵素で、その機能異常は多くの疾患につながることが知られています。中でも、眼科疾患においては、緑内障、渗出型加齢黄斑変性、糖尿病網膜症、硝子体網膜症等の発症に関与することが示唆されており、当社はアプタマーを用いて、これらの眼科疾患に対する新規治療薬の開発を目指しております。

その取り組みの中で、umedaptanib pegolと同一の糖尿病網膜症（DR）モデルを用いた薬理試験において、眼底出血の発生が有意に抑制されることが確認されました。これはRBM-006が血管安定化作用を有し、糖尿病網膜症の進行を抑える効果があることを強く示唆するものであります。

なお、「umedaptanib pegol」の開発についてc)眼科領域における適応疾患の拡大で記載のとおりumedaptanib pegolにおいても同様の効果が得られており、umedaptanib pegolとRBM-006の開発優先度については、今後得られる試験結果を含む総合的な評価に基づき判断してまいります。

また、RBM-006については、既存の抗ATXアプタマーの活性を凌駕し、かつ鎖長も短い新規抗ATXアプタマーの創

製に成功したことから、2026年1月、新規物質特許の出願をいたしました。

※5 : Hanazaki H, Yokota H, et al.: The effect of anti-autotaxin aptamers on the development of proliferative vitreoretinopathy. Int. J. Mol. Sci. 24, 15926 (2023).

#### (ロ) RBM-011（抗IL-21（インターロイキン21）アプタマー、肺動脈性肺高血圧症）

RBM-011が対象とする肺動脈性肺高血圧症（PAH）は、難病に指定されている病気であり、肺動脈壁が肥厚して血管の狭窄が進行した結果、高血圧をきたして全身への血液や酸素の供給に障害が生じ、最終的には心不全から死に至ることのある重篤な疾患です。

当社は、国立研究開発法人国立循環器病研究センター（国循）との共同研究として、AMEDの支援のもと、抗IL-21アプタマーを用いたPAH治療薬の開発を実施してきました。その結果、抗IL-21アプタマーがPAHモデル動物において、肺動脈壁の肥厚を顕著に抑制することが明らかになり、2020年6月に特許出願をしております。

また、原薬合成を終え、毒性試験も完了して、第1相臨床試験が実施可能な準備が完了しております。

#### 【その他のプロジェクト並びに自社創薬に付随する事業】

##### (イ) 自己免疫疾患に対する治療薬の創製

国立大学法人北海道大学大学院保健科学研究院とANCA関連血管炎に対する薬理作用を検討するための共同研究契約を2023年10月に締結し、検討を進めて参りました。

本共同研究において、自己抗体の産生と炎症の増強に関与することが予想されるIL-21に着目し、抗IL-21アプタマーの薬理効果を検証した結果、肝臓で観察される死細胞の抑制を含む複数の病態指標を改善する効果が確認されました。本成果は、抗IL-21アプタマーの新しい用途の開発とANCA関連血管炎におけるIL-21の役割の一端の解明に繋がることが期待され、肝臓の病態改善が必要となる自己免疫疾患や新たな適応疾患の拡大に資するものです。

なお、本共同研究は2025年3月31日の契約満了をもって終了しております。

##### (ロ) AIアプタマープロジェクト

アプタマー医薬品の汎用性をさらに活かすため、国立研究開発法人科学技術振興機構から委託されているコンピューター科学を応用した技術開発（JST委託事業）等を継続して進めております。2018年度から開始されたJST委託事業において、当社は早稲田大学と共に、バイオインフォマティクスを駆使したアプタマー探索技術RaptRankerを開発いたしました<sup>※6</sup>。さらに、2021年4月から3年間の事業として、「AIアプタマー創薬プロジェクト」がJST委託事業に採択され、当社は早稲田大学と共に、RNAアプタマーの創薬プロセスを、深層学習などの人工知能技術を活用することで、創薬期間の短縮及び創薬成功確率の向上を実現させることを目指し、研究を進めて参りました。この研究において、変分オートエンコーダを応用した革新的な配列生成技術であるRaptGenを新たに開発いたしました。SELEXで得られた特定の標的に対する多数の標的結合アプタマーの配列を、RaptGenを用いて解析することにより、もともとのSELEXデータに含まれていない、前記標的に強く結合する新規のアプタマー配列の生成も可能となりました。RaptGenについては、2022年6月3日にNature Computational Scienceに掲載されております<sup>※7</sup>。また、JST委託事業では課題事後評価結果に基づき、研究期間延長及び研究費の追加によって戦略目標達成に大きく貢献する研究成果が期待できる課題に対し1年間の追加支援を実施しており、「AIアプタマー創薬プロジェクト」は、これまでAI（人工知能）を用いたRaptGenの開発等、革新的な成果を挙げていることから、他領域も含む課題の中から追加支援に採択されました。

共同研究を推進した結果、大規模言語モデルを用いたアプタマーの結合活性予測手法（以下「RaptScore」といいます。）の開発に成功し、日本国特許庁に対して、2025年3月に共同で特許出願をいたしました。本手法では、従来手法では困難であった任意の配列に対してもアプタマーの活性を予測することが可能であり、SELEX実験には出現しなかった配列も含め、短鎖化や最適化などを実現することが可能となります。

RaptScoreについては、2026年1月に国際学術誌Nucleic Acids ResearchにONLINE掲載されております。<sup>※8</sup>

また、本開発技術を当社の「RiboART System®」に活用することで、迅速かつ正確に高活性アプタマーの取得が可能となり、研究開発スピードの向上に繋がります。

さらに、2023年度から2025年度の予定で、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が実施する「量子・AIハイブリッド技術のサイバー・フィジカル開発事業」において、当社と産業技術総合研究所及び早稲田大学を実施予定先とする研究課題「量子・AI次世代創薬」が採択されました。本研究課題では、RNAアプタマーの最適化を題材として、量子計算技術と人工知能を組み合わせた“量子・AIハイブリッド技術”的活用により、従来技術では達成困難な医薬品創生プラットフォームの確立を目指します。

本事業は初期仮説検証フェーズと本格研究フェーズから構成されており、中間時点において約半数のプロジェクトを打切りとするステージゲート審査が設けられておりますが、2024年9月にステージゲート審査を通過し、本格研究フェーズへ移行しております。

また、本事業の取り組みにおいて、イジングマシンを活用により、SELEX実験データに基づいて、核酸配列を最適化するための定式化手法を提案し、実際に配列探索によってアプタマーを取得することに成功しており、この核酸配列を最適化するための定式化手法を日本国特許庁に対して、2024年11月に共同で特許出願をいたしました。

※6 : Ishida R, Adachi T, et al.: RaptRanker: in silico RNA aptamer selection from HT-SELEX experiment based on local sequence and structure information. Nucl. Acids. Res., 48, e82 (2020).

※7 : Iwano N, Adachi T, et al.: Generative aptamer discovery using RaptGen. Nat. Comput. Sci., 2, 378-386 (2022).

※8 : Kimura-Yamazaki A, Adachi T, Nakamura S, Nakamura Y, Hamada M: RaptScore: a large language model-based algorithm for versatile aptamer evaluation. Nucleic Acids Research, Volume 54, Issue 2, 27 January 2026, gkaf1480 (2026).

#### (ハ) DDSアプタマープロジェクト

当社では、RaptRanker・RaptGen及びRaptScoreを含む「RiboART System®」をさらに発展させると共に、ドッグデリバリーシステム(DDS)用のアプタマー開発に取り組んでおります。DDSとは、体内における薬剤の分布を制御することで、薬剤の効果を最大に高める一方で、薬剤の投与回数及び副作用を軽減するため、薬剤の体内動態を制御する技術です。近年の医薬品開発を取り巻く環境は著しい変化を遂げており、ブロックバスター創出のための疾患発症の標的分子の枯渇や、Unmet Medical Needsの高まりなどを理由に、多数のモダリティ(治療手段)が生まれてきております。特に核酸医薬を中心として、さまざまな生体内バリアを突破させ、標的部位(臓器、組織、細胞等)へと効率的に送り込むにはDDSが必要不可欠となります。

アプタマーは化学合成品であり、抗体、低分子化合物、及びASO、siRNA、mRNAなどの核酸医薬等に化学的に結合させることができます。DDSとして利用可能なアプタマーを取得するための期間は1年から2年単位と短いため、アプタマー取得後は、大手製薬企業を含む様々な企業に提供することで、基礎段階より早期に収益をあげていきたいと考えております。共同研究事業(ハ) DDSアプタマープロジェクトで記載のとおり実績が出始めております。

##### ①細胞表面受容体アプタマーの光免疫療法への応用

当社の所有するアプタマーの光免疫療法への応用可能性を検討するために学校法人慈恵大学との共同研究契約を2023年9月に締結し、アプタマーの光免疫療法への応用可能性を検討してまいりましたが、培養細胞を用いた試験において有望な成果が得られたことを受け、次の段階となる動物試験の推進と研究体制の更なる強化を目指し、新たに学校法人関西医科大学を加えた3者共同研究契約を2025年12月に締結し、本研究を加速しております。

3者間連携によって、アプタマーを用いた光免疫療法の開発力を高め、実用化に向けた多角的な実証研究を推進することで、がん領域を中心とした患者負担の少ない光免疫技術の実現を目指します。

光免疫療法とは、標的特異的な薬剤送達と腫瘍に限局した光照射を組み合わせることで、正常組織へのダメージを最小限に抑えた、患者負担の少ない治療法として、がん領域を中心に注目を集めております。共同研究先である学校法人慈恵大学・光永眞人講師らのグループは光免疫療法に関する高い研究実績があり、細胞試験系、動物実験系のノウハウを保有しております。また、学校法人関西医科大学からは、日本初の光免疫療法研究拠点となる同大学附属光免疫医学研究所の高倉栄男准教授が参加しております。

##### ②デングウイルス膜タンパク質アプタマーの核酸デリバリーへの応用

ウイルス感染症の1つであるデングウイルス(以下、「DENV」といいます。)に対して増殖を抑制する核酸分子の開発を東京大学医科学研究所(RNA医科学社会連携研究部門・高橋理貴特任准教授(開発当時)、アジア感染症研究拠点・山本瑞生特任講師)、東京大学医学系研究科(Moi Meng Ling教授)、早稲田大学(浜田道昭教授)と共同で進めきました。デングウイルス感染症はワクチン開発が進んでいる一方で、未だ有効な予防薬、治療薬がないウイルス感染症です。

DENVは大きく分けて4つの種類(DENV1～DENV4の血清型)が存在しますが、全ての血清型に対して、DENV膜タンパク質に構造相補性で結合するRNAアプタマーを、人工的なウイルス様粒子(VLP, virus-like particle)を標的にした分取方法(VLP-SELEX<sup>※9</sup>)で作成し、さらにDENV由来のRNAを塩基配列相補性で分解に導くsiRNAを開発いたしました。

これらの核酸分子を1分子として結合させることで、DENVに結合し、DENV感染と共に細胞内に侵入することでウイルス由来のRNAを感染した細胞内で分解する多機能核酸分子「キメラ核酸(siRNA-aptamer複合体)」を開発し、その有効性を疑似的な感染評価系及び実際のウイルス感染評価系を用いて評価してまいりましたが、その結果、キメラ核酸はDENVの増殖を強く抑制できることが分かりました。

また、複数存在する血清型に対しても有効であることを示唆する結果も得られております。本分子の開発戦略は、DENV以外のウイルスにも適応できるものであり、幅広いウイルス感染症の予防及び治療分子の迅速な開発に新たな選択肢を提供することができるとして期待しております。

これらの結果は、2024年12月25日にNucleic Acids Research Molecular Medicineに掲載されております<sup>※10</sup>。

※9 : Takahashi M, Amano R, et al.: Nucleic acid ligands act as a PAM and agonist depending on the intrinsic ligand binding state of P2RY2. Proc. Natl. Acad. Sci. USA, Vol. 118 No. 18 e2019497118 (2021).

※10 : Amano R, Takahashi M, et al.: A chimeric RNA consisting of siRNA and aptamer for inhibiting dengue virus replication. NAR Molecular Medicine. 1(4):ugae025 (2024).

### ③アプタマー修飾脂質ナノ粒子を利用した核酸医薬の技術開発

各種疾患における治療標的組織に対して医薬品を効率的に送達する汎用的なDDS技術の開発が世界的に大きな課題となっております。

疾患の標的遺伝子に作用する核酸医薬は、病変を示す標的組織への効率的なDDSが必要となります。そのDDS実現に有効な手段の1つとして脂質ナノ粒子 (Lipid nanoparticle, LNP) の利用が注目されておりますが、LNPだけでは送達組織の指向性を制御することが困難とされております。

この課題を克服するため当社では、標的にに対する高い結合活性と化学修飾が容易であるというアプタマーの利点を活かして、LNPの表面に標的指向性アプタマーを結合させることで、LNPのみでは送達が困難である脳などの組織への核酸医薬の送達を可能にするDDS技術の開発に成功し、2025年6月に特許出願するとともに、日本核酸医薬学会第10回年会にて口頭発表に採択され、成果報告を実施しております。

引き続き、DDSを目的とした種々のアプタマーを開発することで神経変性疾患やがんなどの難治性疾患に対する核酸創薬を実現するプラットフォーム技術として確立していきます。

## (二) 製剤化技術開発

当社は、アプタマーとポリエチルオキサゾリン (PEOZ) とのコンジュゲートが優れた体内動態を示し、PEGの代替化合物となることを見出し、2024年4月に特許出願をいたしました。

さらに、味の素株式会社との共同研究契約を2023年10月に締結し、味の素株式会社が有する抗体-薬物複合体製造技術AJICAP®を利用して、免疫グロブリンの部分タンパク質であるFc領域に対して核酸アプタマーを共有結合させて、血中半減期の飛躍的な延長に成功し、2025年3月に特許出願をいたしました。

本技術により、核酸アプタマーが抗体医薬と同等の血中滞留性を獲得できれば、アプタマー医薬品の開発が飛躍的に発展するものと考えております。なお、味の素株式会社との共同研究契約は2025年3月31日に終了しております。

### 共同研究事業

#### (イ) 化粧品アプタマー事業

三菱商事ライフサイエンス株式会社（旧：ビタミンC60バイオリサーチ株式会社）との共同研究開発契約に基づき、化粧品原料候補の創製・開発に関する共同研究を実施してまいりました。

紫外線やストレスなどが引き金となり過剰分泌されることでシワ形成やたるみを引き起こす原因となる可能性がある、免疫系の重要な細胞である好中球から分泌されるエラスター（タンパク質分解酵素）を阻害するアプタマー（抗好中球エラスターアプタマー）の創製・開発に成功しており、共同で2025年1月に日本国特許庁に対して特許出願、2025年12月に国際出願をしております。

#### (ロ) サウジアラビア事業

サウジアラビア政府の招聘により、当社代表取締役社長中村義一は2024年11月に首都リヤドで開催されたRiyadh Global Medical Biotechnology Summit (RGMBS) 2024で講演を行い、キング・アブドラ国際医療研究センター (KAIMRC : King Abdullah International Medical Research Center) とアプタマーを使った基礎研究や臨床試験等に関するMOUを締結いたしました（2024年11月）。現在、当社とKAIMRCとの間で、本件に関する事業提携の可能性を検討しておりましたが、2025年11月にMOUを終了いたしました。なお、先方とは引き続き、個別に協議をすることで合意しており、協議は継続しております。

#### (ハ) DDSアプタマー事業

当第3四半期会計期間において、中枢神経疾患領域に注力する核酸医薬開発企業と提携し、末梢投与で効果を発揮する中枢神経疾患治療薬の実現に取り組む契約を締結しております。

### 世界におけるアブタマー医薬品の臨床開発動向

Macugen®は世界初のwet AMD治療薬として承認されましたが、その後VEGFを標的とする抗体や可溶性のデコイ（おとり）受容体を利用した、さらに有効な医薬（Lucentis®、Eylea®、Avastin®等）が開発されて、現在、Macugen®はほとんど使用されなくなりました。2004年のMacugen®の成功の後、20年間、アブタマー医薬品の開発は停滞しましたが、ようやく最近、補体C5に対するアブタマー（ARC1905: IZERVAY™）が萎縮型加齢黄斑変性（dry AMD）に有効であることが、第3相試験で証明され、2023年8月米国で承認され、2025年8月日本でも条件付きで承認されました。IZERVAY™を開発したIveric Bio社は、アステラス製薬に総額約8,000億円で買収されております。

Macugen®やIZERVAY™、そしてumedaptanib pegolがいずれも眼科疾患に対して奏功したことから、アブタマーは眼科疾患にフィットするモダリティ（治療手段）であることが示唆されました。眼は閉鎖系の小さな器官であるため硝子体内投与に必要な薬剤量が少なく、全身への薬剤の暴露が少なく安全性にも優れているため、眼科疾患に対する新薬の開発はアブタマーに最適な疾患だと考えております。

当社のACH治療薬開発におけるumedaptanib pegolの全身投与は、アブタマーの全身投与としては世界初の成功事例（POC）となるもので、今後は、眼科疾患にとどまらず、全身性のアブタマー医薬品の開発が推進されるものと期待するところです。

### 当社の重点領域

このように、アブタマーというモダリティ（治療手段）の特性を勘案、眼科疾患と希少疾患を重点領域として事業を推進しております。特に、眼科疾患の研究開発につきましては、2024年7月に東京大学医学部眼科学教室と2年間の共同研究契約を締結し、当社所有アブタマーを東大眼科学教室が所有する各種評価系を用いて評価を進めております。

これらの結果、当第3四半期累計期間において、事業収益0百万円（前年同期の事業収益は2百万円）、事業費用として研究開発費を491百万円、販売費及び一般管理費を297百万円計上し、営業損失は788百万円（前年同期の営業損失は775百万円）となりました。

また、営業外収益として、コンピューター科学を応用した技術開発を目的としたJST委託事業の研究課題成果に對して高評価が得られたことによる1年間の追加支援の助成や量子計算技術と人工知能を組み合わせた技術の活用により、医薬品創製プラットフォームの確立を目的としたNEDO委託事業等による助成金収入18百万円等を計上した一方で、営業外費用として、株式交付費12百万円等を計上したことにより、経常損失は762百万円（前年同期の経常損失は739百万円）となりました。これにより四半期純損失は763百万円（前年同期の四半期純損失は740百万円）となりました。

また、当社は創薬事業及びこれに付随する事業を行う単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

### （2）財政状態に関する説明

#### ①資産の部

当第3四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べて198百万円増加し、3,384百万円となりました。これは、現金及び預金が263百万円増加した一方で、有価証券が100百万円減少したこと等によるものです。なお、当第3四半期会計期間末において保有している有価証券は、第18回新株予約権等により調達した資金の一部について、研究開発への充当時期まで、一定以上の格付けが付された金融商品で元本が毀損するリスクを抑えて運用することを目的としたものです。

#### ②負債の部

当第3四半期会計期間末における負債は、前事業年度末に比べて18百万円増加し、160百万円となりました。これは、予定納税を行ったことにより未払法人税等が16百万円減少した一方で、その他（仮受金）が26百万円増加したこと等によるものです。

#### ③純資産の部

当第3四半期会計期間末における純資産は、前事業年度末に比べて179百万円増加し、3,223百万円となりました。これは、第18回新株予約権の行使及び従業員向け譲渡制限付株式の発行に伴い、資本金及び資本準備金が、それぞれ471百万円増加した一方で、四半期純損失763百万円を計上したことにより、利益剰余金が同額減少したことによるものです。

（3）業績予想などの将来予測情報に関する説明

当社は、アプタマー創薬技術のプラットフォームである「RiboART System®」をベースとして、新規のアプタマ一医薬の開発に取り組んでおります。

当社の基本方針は、自社で創製した開発候補アプタマーを製薬企業にライセンス・アウトし、そのライセンス収入を見込む「自社創薬」と、安定的な共同研究収入を一定期間期待できる製薬企業との「共同研究」の二つをバランス良く組合せ、持続的な収益向上を図ることであります。

2026年3月期の事業収益については契約済みの契約により得られる収益のみを計上しております。事業の進捗により確定した段階で改めてお知らせいたします。

当社としては、当然のことながら、この数値を目標とするのではなく、事業収益の向上を図るため、事業開発を促進しており、その実現に向けた活動を展開しております。

なお、2026年3月期の業績予想につきましては、2025年12月15日付で公表いたしました「業績予想の修正に関するお知らせ」の業績予想から変更はありません。

## 2. 四半期財務諸表及び主な注記

## (1) 四半期貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2025年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流动資産		
現金及び預金	1,837,123	2,100,265
売掛金	—	825
有価証券	1,200,000	1,100,000
貯蔵品	3,659	3,448
前渡金	26,417	41,770
前払費用	29,077	37,441
未収入金	718	1,317
未取消消費税等	50,103	42,545
その他	418	186
流动資産合計	3,147,518	3,327,799
固定資産		
有形固定資産	0	6,025
投資その他の資産	38,324	50,291
固定資産合計	38,324	56,317
資産合計	3,185,842	3,384,116
<b>負債の部</b>		
流动負債		
未払金	81,799	83,865
未払費用	11,047	17,594
未払法人税等	27,915	11,294
預り金	6,397	6,624
その他	15,050	41,546
流动負債合計	142,209	160,925
負債合計	142,209	160,925
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	401,229	872,380
資本剰余金	4,685,581	5,156,732
利益剰余金	△2,043,177	△2,806,469
自己株式	△1	△2
株主資本合計	3,043,632	3,222,640
新株予約権	—	550
純資産合計	3,043,632	3,223,190
負債純資産合計	3,185,842	3,384,116

## (2) 四半期損益計算書

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年12月31日)
事業収益	2,107	750
事業費用		
研究開発費	494,050	491,024
販売費及び一般管理費	283,965	297,920
事業費用合計	778,016	788,944
営業損失（△）	△775,909	△788,194
営業外収益		
助成金収入	35,454	18,316
金銭の信託運用益	1,920	5,522
受取返還金	—	11,051
為替差益	521	—
その他	842	3,449
営業外収益合計	38,738	38,340
営業外費用		
株式交付費	2,192	12,405
為替差損	—	125
営業外費用合計	2,192	12,530
経常損失（△）	△739,363	△762,384
税引前四半期純損失（△）	△739,363	△762,384
法人税等	712	907
四半期純損失（△）	△740,075	△763,291

## (3) 四半期財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

EVO FUNDを割当先とする第18回新株予約権（行使価額修正条項付）の行使により、当第3四半期累計期間において資本金及び資本準備金がそれぞれ461,965千円増加いたしました。なお、第18回新株予約権（行使価額修正条項）は12月10日付ですべての行使が完了しております。

また、2025年11月18日開催の取締役会において、当社従業員を割当先とした譲渡制限付株式の発行について、決議し、2025年12月15日に払い込みが完了しております。それに伴い、当第3四半期累計期間において資本金及び資本準備金がそれぞれ9,185千円増加いたしました。

その結果、当第3四半期会計期間末において、資本金が872,380千円、資本準備金が5,156,732千円となっております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年12月31日)
減価償却費	363千円	3,069千円

(セグメント情報等の注記)

## 【セグメント情報】

## I 前第3四半期累計期間（自 2024年4月1日 至 2024年12月31日）

当社は、創薬事業及びこれに付随する事業を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## II 当第3四半期累計期間（自 2025年4月1日 至 2025年12月31日）

当社は、創薬事業及びこれに付随する事業を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 独立監査人の四半期財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年2月10日

株式会社リボミック  
取締役会 御中

保森監査法人  
東京都千代田区

代表社員 公認会計士 山崎 貴史  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 清水 寛司

### 監査人の結論

当監査法人は、四半期決算短信の「添付資料」に掲げられている株式会社リボミックの2025年4月1日から2026年3月31日までの第23期事業年度の第3四半期会計期間（2025年10月1日から2025年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2025年4月1日から2025年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して四半期財務諸表を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 四半期財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・四半期財務諸表の表示及び注記事項が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（四半期決算短信開示会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータ及びHTMLデータは期中レビューの対象には含まれていません。